

- 14 所沢駅西口商業施設開業に伴う交通安全及び渋滞対策について
 - (1) 交通安全対策について
 - (2) 渋滞対策について
- 15 地元問題
 - (1) 「あと数マイル・プロジェクト」について
 - ア 東京12号線（大江戸線）の東所沢延伸について
 - (ア) 進捗状況について
 - (イ) 新たな要素を踏まえた検討を
 - イ 多摩都市モノレールの所沢延伸の進捗状況について
 - (2) 国道463号松郷交差点の立体交差の整備について
 - (3) 県道所沢青梅線の狭山湖入口交差点の渋滞対策について

委員長報告

[目 次]

頁

常任委員会

企 画 財 政	19
総 務 県 民 生 活	19
環 境 農 林	19
福 祉 保 健 医 療	20
産 業 労 働 企 業	21
県 土 都 市 整 備	22
文 教	22
警 察 危 機 管 理 防 災	23

特別委員会

自然再生・循環社会対策	24
地方創生・行財政改革	24
公社事業対策	25
少子・高齢福祉社会対策	25
経済・雇用対策	26
危機管理・大規模災害対策	26
人材育成・文化・スポーツ振興	27

自由民主党

小久保 憲一 議員



- 1 「第4種踏切」について
 - (1) 「踏切ゲート」「踏切ゲートLite」の県導入推進
 - (2) 「第1種踏切」へ転換するための県補助金の創設
- 2 分収林事業における、県の損失を踏まえた債務返済計画について
- 3 「性の多様性を尊重した社会づくりの推進」
 - (1) 「県職員レインボー研修」の実施
 - (2) 「レインボーバッジ・フラッグ」の活用
- 4 児童・生徒の「学びの保障」「教育機会の確保」について
 - (1) 児童・生徒の学びの確保
 - (2) 学校への対応の周知
- 5 「乳幼児医療対策助成費」の対象年齢引上げにおける「判断基準」
- 6 「子育てファミリー応援事業」の在り方
 - (1) 類似事業との「統合」について
 - (2) ギフトの在り方
- 7 放課後児童クラブへの県単独の利用者負担軽減策
- 8 順天堂大学附属病院からの医師派遣について
- 9 「独立行政法人国立女性教育会館」の在り方
 - (1) 「現在地での存続」に向けた、県の考え方について
 - (2) 知事の対応について

企画財政 委員長報告

委員長 松井 弘



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「投票率の向上について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「国、県の選挙では、利便性の高い場所を投票所として使用する場合の会場使用料は、全額を当該市町村に交付しているとのことだが、市町村が実施する選挙においても、同様の支援が必要と考える。県として何か検討しているのか」との質問に対し、「市町村が実施する選挙で、期日前投票所に係る会場使用料が発生した場合は、令和5年度から特別交付税措置が新たに講じられている。これをしっかりとPRするとともに、市町村選挙管理委員会から状況を聞き取り、県としての促進策を検討していく」との答弁がありました。

また、「移動が困難な高齢者や障害者への投票支援が不十分であるとする。高齢化社会が進む中、今後、県としてどのように対応していくのか」との質問に対し、「国、県の選挙では、市町村による投票所のバリアフリー化や送迎などの対応を促進しており、市町村が支出した費用全額を国、県から交付し、環境の整備に取り組んでいる。また、市町村が実施する選挙についても、投票所への移動支援に要する経費には特別交付税措置が講じられるので、この措置を周知し、市町村の対応を促していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として「地籍調査の促進について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 関根 信明



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第77号議案について、「今回の改正で、中小企

業やスタートアップが外形標準課税の対象法人になることはないのか」との質疑に対し、「外形標準課税の対象法人から中小企業等は引き続き除外されている。国会においても、中小企業等を原則として引き続き対象外とすることで地域経済や企業経営への影響を配慮した見直しであると答弁がされており、その趣旨を踏まえ県としてもしっかりと対応していきたい」との答弁がありました。

次に、第81号議案について、「川口特別支援学校中央棟新築工事の落札率が87.14%であり低いと感じるが、品質確保や下請業者に影響はないのか」との質疑に対し、「適正な履行の確保を図るため、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づき、必要経費が適切に計上されているかなどについて調査を行ったところ、下請業者へのしわ寄せはなく、工事品質が確保できると判断した。また、各検査の段階において、県監督員の検査のほかに、営繕課による抜き打ち検査を予定している。さらに、施工に先立って施工計画書の内容を十分確認するとともに、下請業者との契約締結状況の確認や聞き取り調査を行うなど、工事の施工中、完成後の各段階において追跡調査を行うことで、適正な履行を確保する」との答弁がありました。

このほか、第80号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」、「令和6年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

委員長 宮崎 吾一



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議第16号議案「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」の1件であります。

以下、この議案の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「第7条の規定による住民説明会は、どの範囲の住民に対し、どのように行うのか」との質疑に

対し、「住民への周知の方法としては、原則として、許可の申請に係る特定再生資源屋外保管事業場から一定の距離以内の区域に居住する住民に対して、対面での説明会を開催することが適当と考える。範囲については、不適切な保管等による生活環境の保全上の支障等の発生の範囲、他法令や先行自治体の状況などを総合的に勘案し、執行部において運用を決めるものと考え」との答弁がありました。

また、「従前の特定再生資源屋外保管業者について、施行日から6月以内に届出をすれば、5年間のみなし許可を受けると定められている。5年間という期間は少し長い印象があるが、どのように考えるか」との質疑に対し、「従前の特定再生資源屋外保管業者からは、事業場を本条例案に規定する構造基準に適合させるためには、施設の改修が必要となり、その期間として、最低でも5年間程度は必要であるという趣旨の意見があった。こうした意見も参考にし、事業場の構造基準に関する規定の適用猶予期間を5年間としたが、みなし許可の有効期間についても、それと対応させる必要があるため、5年間とした。また、従前の当該業者に対するみなし許可制度を設けている先行自治体でも、その期間を5年間としており、適当と考える」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「『農地法制の在り方に関する研究会』への職員の派遣について」並びに「農地転用許可事務の適正化及び簡素化に関する対応について」質問が行われました。

その中で、「同研究会に派遣された職員の実際の発言詳細メモを確認すると、『国の関与の下で、農業の公益性からの判断や、農業の公益と開発の公益を天秤にかけた判断をすることが有効なのではないか』と発言している。これは、農地法制に関し、国の関与の意義を認め、国の関与を求める趣旨で発言したものではないのか」との質問に対し、「県としては、優良農地を確保しつつ、計画的な産業基盤に向けた土地需要への対応をバランスよく行うことが必要であると考えているが、農地総量確保も全国的な課題であり、一定規模以上の開発案件について、国の一定の関与の下、農業と開発の公益のバランスを取ることは理解できる。発言の趣旨は、そうした考えの下、あくまでも現行の仕組みや国の関与の役割を説明したものであり、農業と開発の公益のバランスを崩す趣旨で農地確保のための国の関与の強化を求めるものではない」との答弁がありました。

また、「国のホームページで公表されている議事概要においては、『転用のための農用地区域からの除外については、国の関与の下で適否を判断する必要』と記載されており、更なる国の関与を求めているようにも読める表現である。議事概要の記載が実際の発言の趣旨と合っており、読む人に誤解を与える内容である。議事概要の修正を行うよう、県として対応することが必要ではないのか」との質問に対し、「議事概要の表現

からは必ずしも県のスタンスが正確に読み込めないものと考えられるため、国に対して修正の働き掛けを行っていく」との答弁がありました。

次に、「農地転用許可制度への不信感を解消するため、法令にのっとった審査基準の公表や添付書類の簡素化についての通知が令和4年3月31日に国から発出されているにもかかわらず、未だに各農林振興センターや各自治体において、法令を超えた行政指導が行われている。農林部として、全県的に法令遵守や通知に沿った農政運営が求められていると思うが、どうか」との質問に対し、「本来あるべきことが行われてないことも一部あった。通知内容が徹底されるよう、今後、農林振興センター、農業委員会及び権限移譲市に対して、しっかり周知していく。また、職員や農業委員に対して研修を行い、適正な事務、書類の簡素化を徹底していく。さらに、関係業者に対して、過度な負担がかからないよう、法律にのっとり、事務を執り行っていくよう、改めて農林振興センターの職員全員に周知していく」との答弁がありました。

また、「国の通知や農林部として推進していく事業について、農林振興センター内で共有し、協議する仕組みが整っておらず、組織として機能していないことが判明した。組織としての抜本的な立て直しが必要ではないのか」との質問に対し、「農林振興センター所長が先頭に立ち、全体の状況把握や職員への周知を徹底させ、農林振興センターが地域の農業振興に役立つ組織となるよう、しっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部及び農林部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」、農林部から「令和6年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



委員長 逢澤圭一郎

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第78号議案について、「国の省令の公布が令和6年3月29日のため、条例の施行日まで3か月以上が経過することとなるが、影響はないのか」との質疑に対し、「本改正は、国の所管変更に伴う試験名称の変更であり、県民に直接影響を与えるものではな

い。なお、解釈により、施行日までの間について読替えができることを確認している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第2号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「県議会では、国民が良質かつ安全な介護サービスを受ける体制を維持・発展させていくために、介護人材の確保と定着に不可欠な処遇改善に取り組んでおり、国に継続して処遇改善や支援を求めている。介護職員の処遇における地域偏在の解消は、一義的に、国において図られるべき問題であり、国へ働き掛けていくことが重要と考える。国による地域偏在の解消が図られるまでの間においては、県における臨時的措置も必要と認識している。そのため、令和6年度予算特別委員会において『介護士等の人材流出と人材不足を補うために早急に県単独で、更なる処遇改善を講じること』という附帯決議を付しており、現在、県の対応を注視しているところであるため」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「本年4月の介護報酬改定で、処遇改善が盛り込まれたが、取得条件があり、全事業者が対象ではない。さらに、他職種との賃金格差は大きく、人手不足は深刻である。処遇改善は、国において措置が行われるべきではあるが、まずは、今の介護サービス水準を維持し向上させるために、独自の処遇改善を実施していくことが求められており、賛同するものである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「株式会社恵が運営する障害者グループホームの連座制適用への対応について」、「秩父地域の輪番体制の維持について」及び「医師確保のための奨学金制度について」質問が行われました。

その中で、「県内の施設における食材料費の過大徴収等をどのように把握したのか。定例の監査では確認できなかったのか。また、不正請求についてはどのように対応を図っているのか」との質問に対し、「昨年11月、他県の施設における報道を受けて、県内の同社の施設に対し特別調査を実施した。食材料費の状況と、職員の配置状況について、重点的に調査したところ、食材料費の過大徴収及び、職員の配置不足に伴う障害福祉サービス報酬額の請求誤りが確認された。定期の運営指導では、食材料費の徴収額が適切かどうかまでは確認を行っていなかった。また、過大徴収への対応については、今回の事案を受け、昨年10月に、国から食材料費の残額が生じた場合には、利用者に返還するよう事業者に周知徹底するよう事務連絡があり、県では、食材料費の過大徴収分の返還を指導した。また、障害福祉サービス報酬額への対応については、過誤調整を行うよう指導をしている。現在はその手続が進められており、定期的に状況報告を求めている」との答弁がありました。

また、「今後、同様の事件が起きないようどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「新規申請、更新申請の審査や、日頃からの指導を充実させていく。また、外部の目の届かない閉鎖的な環境で事業が運営されていることが課題の一つであるため、来年度から義務化される、利用者、家族、専門家などで構成される地域連携推進協議会の開催等の取組と合わせ、適切な運営が図られるよう指導していく」との答弁がありました。

次に、「輪番体制維持が困難な理由が、医師確保であるならば、具体的にどのように対応するのか。また、平時から危機感を持ち、一部の医療機関に過度な負担を掛けるのではなく、あらゆるチャンネルを検討すべきと考えるが、いかがか」との質問に対し、「まずは、秩父病院の来年度に向けた体制を注視していく。また、第二次救急医療体制は、本来市町村が整備するものだが、今後の救急輪番体制に関して、地元市町村としっかりと意見交換をしていく。その上で、現在医師を派遣いただいている埼玉医大グループに支援の継続をお願いすることなどを考えているが、一医療機関に負担を強いるということのないよう、様々な手法を検討し可能性を探っていく」との答弁がありました。

次に、「奨学金の返済免除対象となる医療機関に民間病院も含めるなど戦略的な外科医の育成に努めるべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「現在の産科、小児科、救命救急センターの特定診療科等の充足状況や、県の奨学金貸与者のうち専門医自体がまだ少ない状況であることから、今後、外科を専攻する医師が出てくるのかといった状況も踏まえて、引き続き、対象については検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」、福祉部から「令和6年度における指定管理者の選定について」、保健医療部から「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



委員長 鈴木 正人

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「中小企業の賃上げ状況について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「パートナーシップ構築宣言は、元請側の一方的な宣言であることから、価格転嫁に対する実効性に疑問があるが、県としてどのように考えているのか」との質問に対し、「パートナーシップ構築宣言は、自主的に自社の適正な取引を宣言するものであり、法的な追跡調査などは定められていない。このため、中小企業診断士を通じ、宣言の登録促進を図るとともに、宣言済み企業全社に対し架電を行い、宣言が形骸化しないようにフォローアップを行っている。また、宣言済み企業を対象に、価格交渉のノウハウの獲得に向けた伴走支援を実施しており、企業が価格転嫁に実際に結び付くよう後押しを行っている。さらに、原材料価格等の推移を簡便に把握できる『価格交渉支援ツール』や、収益に与える影響が分かる『収支計画シミュレーター』を無料で提供し、企業の価格交渉を後押ししている。今年度は、専門家による伴走支援の拡充とともに、各種支援ツールの機能拡充を図り、更に実効性を高める取組を行っていききたい」との答弁がありました。

また、「現行の四半期経営動向調査によって賃上げに結び付く価格転嫁が正しく把握できるのか疑問があるが、県としてどのように考えているのか」との質問に対し、「四半期経営動向調査では、令和4年度以降、価格転嫁に関する特別調査を実施しており、令和5年度からは年2回実施している。特別調査では、企業における価格転嫁の実施状況などを確認している。また、調査に先立ち、令和5年1月には、県内企業17,000社に対し、直接通知を送付し、価格転嫁に関するアンケートを実施している。さらに、四半期経営動向調査では、価格転嫁のほかにも賃上げに関する特別調査をこれまでに2回実施しており、賃上げに至る動機を確認している」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」並びに「令和6年度における指定管理者の選定について」、企業局から「水道用水供給事業の料金改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 小川直志



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「国土強靱化に係る県土整備分野での取組状況と今後の展望について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「防災・減災、国土強靱化のための5か年

加速化対策は令和7年度までとなっており、その後は、国で国土強靱化実施中期計画を定めることとなっているが、まだ計画は示されていない。国土強靱化対策が継続して実施されない場合の県や市町村への影響について、どのように認識しているのか」との質問に対し、「継続されない場合は、これまで進めてきた県や市町村の事業に大きな影響が生じるものと考えている。そのため、昨年11月には、知事自ら齊藤国土交通大臣に国土強靱化実施中期計画の早期策定、切れ目ない継続的・安定的な予算・財源の確保について、直接要望したほか、本年6月には、矢倉財務副大臣、尾崎国土交通政務官にも同様の要望を行っている」との答弁がありました。

また、「国において国土強靱化実施中期計画が作成された場合に向けて、あらかじめ県の事業の必要箇所と優先順位は整理されているのか」との質問に対し、「計画が策定されることを前提に既に準備している。来年度の概算要望に向けて各県土整備事務所、市町村等で前倒しで実施できる事業をリストアップしており、計画が策定され次第、要望できるものは全て要望していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川新方川等に係る河川整備計画の変更（関係住民の意見聴取）について」及び「流域治水対策の推進に向けた県雨水条例の改正案（県民コメント実施）について」、都市整備部から「指定管理者等に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」並びに「令和6年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告

委員長 阿左美健司



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。審査に当たり、まず、第79号議案の審査を行いました。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「過去に本県でこの公務災害補償を受けた適用事例はどのくらいあるのか。また、改正される補償基礎額は、他県と比較してどうなのか」との質疑に対し、「県立学校については、昭和32年の本条例制定以降、適用事例はない。また、補償基礎額の算出は、国家公務員の医療職俸給表を基準にしており、国や、政令準拠方式で条例等を制定している他の44道府県と同

額になっている」との答弁がありました。

以上のような審査結果を踏まえ、本委員会に付託されました第79号議案について、採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、継続審査となっている第52号議案について審査を行いました。

その中で、「地域と連携・協働した教育の推進について、部活動において、今まで学校が担っていたことにより担保されていた活動環境の水準は、地域クラブ活動へ移行した後もしっかりと担保されるべきである。については、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないように、教育委員会としてもしっかりと対応していく必要があると考えるのがいかか。また、学校が部活動を運営することで指導レベルもある程度一定に保たれており、地域クラブ活動に移行した際も、それが担保されるべきことから、地域クラブ活動の担い手でもある指導者においても質と量の確保は重要であると考えがいかか」との質疑に対し、「各市町村における地域クラブ活動について、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に、地域差が生じないことは重要であると考えている。今後とも、市町村や競技団体等との連携を密にして課題を共有していくとともに、現在実施している、地域クラブ活動に係る実証事業の事例等を、市町村に情報提供し、取組をしっかりと支援していきたい。また、地域クラブ活動の指導者は、単なる技術指導にとどまらず、子供の心身の成長に資することができる人材の確保が重要であると認識している。県では引き続き、退職教員を登録する人材バンクの活用などを通じ、市町村における地域クラブ活動の指導者確保についてしっかりと支援していく」との答弁がありました。

また、「競技スポーツの推進について、パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラリンピックをはじめとするパラスポーツ大会には出場できないなど、パラスポーツとデフスポーツは別物である。パラスポーツと切り分けてデフスポーツを推進していく必要性について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「5か年計画の中ではデフスポーツを含めてパラスポーツを位置付けており、現行ではこの5か年計画に沿って、パラスポーツを含むものとして施策に取り組んでいる。デフスポーツに着目させるという視点での考え方については、今後、庁内で相談していきたい」との答弁がありました。

質疑ののち、白土委員ほか4名から、第52号議案に対する修正の動議が提出されました。

その内容は、魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進及び競技スポーツの推進について、計画の各施策の部分に記述を追加するものであります。詳細については、お手元の修正案により御確認願います。

提案理由については、「魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進及び競技スポーツの推進は本県の教育行政における重要な課題であり、県民に誤解を与えない、より良い計画として県の

姿勢を示すため」との説明がありました。

その後、討論に入りましたところ、第52号議案に対する修正案について反対の立場から、「本計画案のビジョンや方向性などについては、原案で良いと考える」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、まず、第52号議案に対する修正案については、多数をもって可決し、続いて、修正可決した部分を除く第52号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



委員長 柿沼貴志

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「SNS型投資詐欺の現状と対策」について質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「SNS型投資詐欺の具体的な手口の特徴はどのようなものか」との質問に対し、「多くは、SNS上の偽広告にアクセスした被害者に対して、偽の投資アプリ等をインストールさせ、架空の投資を継続させながら、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るものである」との答弁がありました。

次に、「生成AIがどのような手口として使われるのか調査研究が非常に大切だと思われる。今後の対策強化について、生成AIなど最先端の技術の研修等を行っていくのか」との質問に対し、「生成AIなど最先端の技術の進歩は非常に速いため、委嘱しているサイバー犯罪対策技術顧問との連携や、民間企業への派遣研修等を通じて、最新の情勢を取り込み、職員の研修等に役立てたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「高齢運転者に対する交通事故抑止対策」について、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 浅井 明



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「河川環境の保全・共生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「浄化槽の法定検査受検率が全国平均と比較し低いことについて、市町村が検査に関与することで法定検査受検率が向上すると考えるが、いかがか」との質問に対し、「秩父地域など市町村が関与するところでは法定検査受検率が高くなっている。他の市町村でも整備型等も積極的に検討していただき、それに応じて県も対応していく」との答弁がありました。

次に、「リバサポによる水辺空間の保全活動について、今後、活動の担い手確保が課題になると思うが、環境教育の面からも、小中高生を巻き込んで進める必要があるのではないか」との質問に対し、「生物調査を実施する大学のゼミと連携し活動した実績はあるが、小中学校との連携は図っていない。一方で、地域では、既に学校と連携している団体があるため、そうした団体を通じ、学校と連携を図っていく」との答弁がありました。

次に、「河川水質の環境基準について、右肩上がりで達成率が向上しているが、平成29年度のように前年より下がっている年度がある要因は何か。また、生活排水処理率100%を目標としているとのことだが、達成の時期はいつか」との質問に対し、「工場・事業場の規制や合併処理浄化槽への転換等の生活排水対策により、河川に流れる有機汚濁量等は着実に減少している。一方で、希釈効果の関係で降雨が少ない年は環境基準の達成率が低くなる傾向がある。また、生活排水処理率については、埼玉県生活排水処理施設整備構想で、令和7年度までに100%を目指しており、令和4年度末時点では93.7%となっている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 藤井 健志



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「地方分権改革に関する地方から国への提案募集制度では、対象が限定的であることが課題として挙げられているが、これに対して県はどのように考えているのか」との質問に対し、「税財源の配分や税制改正等については、税制調査会や国と地方の協議の場で議論すべきものとして提案募集の対象外となっている。県としては、地方の事務と権限に見合っていないのであれば対象とすべきと考えており、国に対して提案募集の対象とするよう要望している」との答弁がありました。

次に、「『住むなら埼玉』官民連携協議会の設立について、不動産団体と連携したとのことだが、具体的にどのような連携をし、どのような効果が見込まれるのか。また、実際の対応はいつから始めるのか」との質問に対し、「相談窓口で住まいの相談に対応することが難しい状況であったため、都市整備部と連携して住まい探しのサポート体制の構築を進めている。地域に根差した不動産住宅関連企業との連携を図ることにより、物件情報だけでなく、地域の暮らしぶりや地元施設の施設、行政サービスなどの生活情報も提供できるようになり、移住希望者のニーズに丁寧かつ的確に応えることが可能になる。現在は仕組みづくりを進めており、10月頃には相談受付を開始できるよう調整を進めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉良英敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県産業振興公社」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「埼玉県指定出資法人経営評価委員会からの意見聴取や埼玉県指定出資法人あり方検討委員会の設置の意味合いについて何う」との質問に対し、「昨今、デジタル技術の進展など、社会経済情勢が大きく変化しているため、時代の変化に応じた見直しが必要になっている。経営評価委員会では、専門家から意見をもらうことで、法人の経営改善等の取組を促進していく。また、あり方検討委員会については、今年度新たに設置するもので、法人の自主事業そのものの必要性や、効率的・効果的な執行体制について改めて検討していく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「令和5年度の各経営指標が目標値を達成するなど順調に推移している中で、財務実績が赤字なのはなぜか」との質問に対し、「コロナ5類移行に伴い研修事業等の件数の改善を図り、財務実績も計画を上回ったものの、赤字ではあった。経営努力を進めてきたが、まだまだ足りていないと認識している。今後は、DXの推進等による経費削減を更に進めるとともに、研修やビジネスアリーナ等の自主事業による収入増を図り、収支相償に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「中期経営計画における令和7年度のキャッシュレス決済の導入目標が77%となっているが、100%を目指すべきではないのか」との質問に対し、「5年間という指定管理期間の中で、投資回収の見込み等を踏まえ目標値を設定している。技術の進展に合わせ、利便性を高めていくことは重要であり、更なるキャッシュレス化について前向きに検討していく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「現在の県営住宅では、単身高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあるが、高齢者世帯の割合はどうか。また、自治会活動の負担軽減も必要と考えるが、どのような支援があるのか」との質問に対し、「本年4月1日現在、県営住宅において世帯全員が60歳以上の高齢者世帯は48.31%である。また、支援策については、自治会活動支援事業により、草刈機や集会所の備品購入などに対し1自治会10万円を上限に補助を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 岡田静佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国は、新たな障害者入所施設は整備せず地域移行を進める方針であるが、平成30年から入所施設が5施設増えた理由は何か」との質問に対し、「本県独自で重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進に取り組んでおり、入所者の地域移行も進めている。一方で、現在約1,500名の入所希望者がおり、地域資源の状況等を踏まえ、真に必要な最小限の入所施設の整備は必要だと考えている。そこで、入所施設整備のための国庫補助金について国に継続して要望しており、その結果、採択された入所施設が増えたものである」との答弁がありました。

次に、「外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている方々が援助を得やすくするヘルプマークの普及に向けた取組は重要である。昨年度は2万6,294個配布したとあるが、必要としている方に行き渡っているのか。また、広く県民に周知するための取組はどうか」との質問に対し、「必要見込数を把握して市町村に配布しており、希望する方に行き渡りよう対応している。また、より多くの県民に周知するため、県のホームページやSNSでの発信、公共施設等でのポスタ

一の掲示やイベントでのチラシ配布などを行っている。さらに、障害当事者6名の方を『埼玉県ヘルプマーク普及大使』に任命し、御自身の活動や県イベントで講演をお願いするなど、ヘルプマークの意義や役割に関する情報を発信いただいている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 美田 宗 亮



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」ですが、今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「企業の価格転嫁に向けた取組について、価格交渉に役立つ各種支援ツールは需要の高いサービスであり、スマートフォンでの作業に慣れていない方が多いことを踏まえると、ウェブベースなど、ユーザーの視点に立った改善が必要ではないか。また、価格転嫁の推進に当たり、労務費の転嫁は避けて通れないと思うが、取組はどうか」との質問に対し、「ツールについては、非常に便利だと、おおむね好評を頂いているが、使いにくい部分があれば、そういった声を集めてできるだけ改善するように努力していく。また、労務費の転嫁については、価格転嫁サポーター等が、価格交渉支援ツールを用いてスムーズに交渉できるよう、働き掛けなどを行っている。加えて、労務費の転嫁に向けたツールの機能として、現在は毎月勤労統計調査の一つのデータしか入っていないため、今年度は、業種別に種類を増やし、業種や企業の実態に応じて使い分けができるようにして、よりエビデンスが高まるツールに改良することで、労務費の転嫁を推進していきたい」との答弁がありました。

次に、「DXコンシェルジュの体制強化について、課題と取組内容はどうか」との質問に対し、「これまでパートナー企業とのマッチングでは、単発のソリューション提供がメインであり、例えば、企業内で販売、総務、財務と別々にシステムを導入したことでデータ連携が

できていないなどの相談を受けた際、システムを統合するまでの対応ができていなかった。今年度は、総合的なデジタル化に対応できるよう、マッチングから一歩踏み込み、システム分析を踏まえて総合的な仕様を作成し、マッチング後は伴走支援するサービスを新たに追加したところである」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 木下 博 信



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」ですが、今回は、「大規模災害時の対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「災害、コロナ禍などの緊急事態及び実際の訓練を踏まえた県業務継続計画の見直しや、改善は行われているのか」との質問に対し、「能登半島地震に関しては、国において検証が始まっているところである。この検証やコロナ禍などのパンデミックも含め、県業務継続計画への反映をしっかりと検討していく」との答弁がありました。

また、「災害オペレーション支援システムについて、消防本部や市町村はどのような内容を入力しているのか。また、入力に係る負担軽減について検討しているのか」との質問に対し、「人的被害、道路・施設被害に関する情報、避難情報、避難所情報などを入力している。現在、システムの再構築を行っており、入力の支援機能として、自動文字認識や音声入力を取り入れ改善を図っていく」との答弁がありました。

また、「国の中央防災会議において防災基本計画が見直され、トイレトレーラー等の設置について盛り込まれた。市町村に設置を促すだけでなく、県においてもトイレトレーラーの整備を検討すべきと考えるが、いかがか」との質問に対し、「現在、市町村には、トイレトレーラーの有用性について周知を図っているところである。県の対応については、能登半島地震における国の検証を確認しながら見直しを進めていきたい」と

の答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



委員長 細田善則

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」ですが、今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県学力・学習状況調査について、データ分析も重要であるが、調査実施後のアフターケアも重要と考える。調査結果を踏まえ、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「児童生徒に対しては、結果票を活用し、個人に合わせた指導を学校に依頼している。また、調査の結果、学力に課題を抱えている小中学校に教員を加配し、チームティーチングや少人数指導などのきめ細かな指導を行っているほか、県の指導主事が学校を訪問し、直接、指導助言を行っている」との答弁がありました。

次に、「教科等横断型の教育課程の研究・実践事業では、生徒自らが考える能力を育むためにどのように取り組んでいるのか。また、具体的にいった取組は何か」との質問に対し、「生徒自らが課題設定し、情報収集、分析を行っている。また、生徒同士で議論を重ね、最後に成果発表するプロセスをとっており、多角的、多面的な視点で考えるよう取り組んでいる。具体的な取組として、松山高校では、東松山市の課題解決をテーマに掲げ、市の職員による講義を受け、生徒自らが現状を把握し、解決策を考えるなど、探究活動を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。